

評価カテゴリ	評価項目(大項目)	中項目	小項目	観点	関連先行研究
	子どもの就学の支援				
		住民票を異動していない子どもの転校手続き	子どもの転出先、転校先や居住地等の情報を厳重に管理するため、教育委員会や市町村と連携して具体的な取り組みをしているか。		
		子どものニーズ把握と対応	新しい地域での就学にあたっての心配事や希望等について話を聞き、母親にフィードバックするとともに、可能な対応策を子どもや母親とともに(必要に応じて関係機関も交えて)検討しているか。		
	一時保護退所時のアセスメントと引き継ぎ			相談から一時保護、自立支援が「継ぎ目のない」ものとなるためには、一時保護中に把握し得た情報がその後の支援に活用されるよう整理され、地域の支援機関に引き継がれることが必要。	戒能(2012) 提言3
		保護中～退所時のアセスメント	一時保護所の退所後の支援にかかわる関係機関が適切な支援を提供できるよう、本人および児童の一時保護中の状態について、面接や観察等から得られた情報にもとづき退所時点での本人・子どもの状態について評価し、示唆される今後の生活課題や支援ニーズ、留意点等について、記録としてまとめているか。		
		アセスメント結果の引き継ぎ資料としての活用	上記のアセスメント結果(記録)が、新しい地域の関係機関(市町村等)に引き継がれるような、情報伝達の仕組みを確保しているか。		
	一時保護退所後の相談先・支援者の確保			縦割りの制度ごとの担当者ではなく、DV被害支援として一元的に相談対応する担当窓口・者への引き継ぎが、切れ目のない支援には重要。そうした担当者・窓口が現時点ではない場合、代替策を提示するとともに、そうした体制づくりの働きかけを積極的に進める必要がある。	
		一時保護退所後の相談先・支援者の確保	一時保護退所後の生活再建時に発生した困りごとの相談に乗ってくれる、DV被害に理解のある相談窓口・支援者を、本人(被害者)に分かりやすく紹介しているか。		

評価カテゴリ	評価項目(大項目)	中項目	小項目	観点	関連先行研究
	中長期的な治療ケアへのつなぎ			WHO(2013)は中長期的ケアにもPTSD対応を位置づけ、DVに理解のある保健医療専門家による認知行動療法等が推奨されている。DV環境に晒された子どものケアは一次予防(発生予防)の最重要課題という公衆衛生の知見をふまえた対応が必要。	WHO(2009; 2010; 2013); 戒能(2012)提言3
		本人(被害者)の中長期的ケアへのつなぎ	DVについて理解のある保健医療の専門家によるメンタルケア・認知行動療法等につながるための具体的な支援を積極的に行っているか。		
			心理療法等のケアに一時保護退所後も継続につながるための具体的な対応をしているか(継続的ケアにむけた引き継ぎ調整、体制整備等)。		
		子どもの中長期的ケアへのつなぎ	一時保護退所後も続く影響・ダメージに対する認知・感情・行動面での効果を意図したケアに継続的につながるための具体的な取り組みをしているか(受け皿の確保、それらへの引き継ぎ等)。		
		母子関係のフォロー	一時保護後も継続して発生するDVの影響による母子関係のリスク等について、それを理解し受け止め支援する受け皿が、地域に確保されるために、婦人相談所から地域の社会資源・関係機関に具体的なはたらきかけ・取り組みを積極的に行っているか。		
	婦人保護施設への入所措置				婦人相談所の被害者支援機能(石井2009:114); 戒能(2012) 提言1.1)
		入所措置	婦人保護施設への入所が必要と思われる本人(被害者)について、施設についての情報提供を行い、意向を尊重して措置手続きを行っているか。		
		自立支援	入所後の利用者について、保護施設および本人とともに、状態のアセスメント・支援計画作成を行い、モニタリングによる支援計画の修正を行っているか。		
		婦人保護施設の受入体制・ケア整備	一時保護利用者の状態像をふまえた、施設入所後に求められる生活環境や日常のおよび専門的支援・ケアの内容について、婦人保護施設関係者と認識共有を図っているか。		
		婦人保護施設の活用	親族支援もなく複合的困難を抱える要保護者や、妊娠・出産期の要保護者への支援に活用できる社会資源として、積極的に活用している/活用できるよう施設関係者と施設のあり方について検討を進めているか。		

職場の安全・ 安心確保					石井(2009:110-1);手島(2013:317)
	<b>支援者のケア</b>				
		担当者のメンタルケア	担当者のメンタルケアについて、管理者は具体的な組織的対応をしているか。	担当者の支援・メンタルヘルスケアの必要性を職場全体で共有し、担当者が一人で抱え込まないように組織として対応する。管理者立場にある者はとくに留意する。	
		担当者の孤立防止・負担軽減	スーパーバイズの制度化など、担当者の負担軽減・一人での抱え込み予防のための、業務進行管理上の具体的な対策があるか。	人員の増強やスーパーバイズの制度化など、相談員の負担削減のための対策がどの程度とられているかも、当該自治体の支援のレベルに影響を及ぼすことに留意。	
	<b>警備体制</b>				
		夜間の警備体制	警備員の配置等、夜間の安全が確保されているか。		
		警察による協力	緊急時の警察等への連絡・協力要請の方法について、組織内で、および、警察の職員と理解を共有するための具体的な取り組みをしているか。		
<b>啓発</b>					
	<b>地域での対応方法の啓発</b>			<p>婦人保護事業の対象者に接触する可能性が高い地域の機関・関係者に、対象者の発見からその後の対応の流れ(婦人相談所との連携方法を含む)について理解してもらうことが、対象者の早期発見・早期対応にとり重要。そのための情報提供・啓発に積極的な役割を果たすことも重要。</p>	DVセンターの被害者支援機能(石井2009:112-3);ケアパスウェイにおける一時的支援(初期対応)(WHO 2013)
		所内・DVセンター職員との啓発	組織内の職員(常勤、非常勤、職種を問わず)および管轄内のDVセンターに対し、本人(被害者)の置かれた状況についての共通理解を促し、二次的被害をなくすため、啓発及び研修を行っているか。		
		市町村の担当窓口の啓発	市町村の担当者に対し、本人(被害者)の発見からその後の対応における、婦人相談所を含む関係機関との連携方法について、分かりやすい情報提供・啓発を定期的の実施しているか。		
		保健医療関係者の啓発	保健医療機関の関係者に、本人(被害者)の発見から初期対応、その後のケア・支援における、婦人相談所を含む関係機関との連携方法について、分かりやすい情報提供・啓発を定期的の実施しているか。		
		警察関係者の啓発	警察関係者に、本人(被害者)への発見から初期対応、その後のケア・支援における、婦人相談所を含む関係機関との連携方法について、分かりやすい情報提供・啓発を定期的の実施しているか。		

## E. 結論

本章では、婦人相談所が自らの業務を自己評価する上での、基本的かつ重要な項目を提示できたと考える。これらは、2014年3月に出される婦人相談所の運営のガイドラインを具体化する際のチェック項目として、また、その後のガイドラインの内容充実に向けた改訂の参考資料として、さらに、第三者評価の評価項目として、活用していただけるものと思われる。その際には、以下の課題についても併せて取り組むことが望まれる。

- ・政省令・要綱・通知等との対応関係の整理。政省令・要綱・通知等で規定されている事項か、それらには必ずしも明確にされていない事項かの整理。
- ・厚生労働省から発出される婦人相談所の運営ガイドライン(2014年3月付発出予定)との対応関係の整理。ガイドラインの内容を具体化するための項目として、項目編成再編や項目の補充等。
- ・期待実施水準という観点からの項目の整理。例えば、「基本レベル：全ての婦人相談所において、基本として実施する必要がある項目」と「推奨レベル：更なる水準区尾状にむけて積極的な実施が望ましい項目」の2段階を想定するなど、「標準化」の実施水準に応じた項目の整理。
- ・婦人相談所による項目の実施状況・実施阻害要因の検証。  
こうした作業を通じ、さらに項目の汎用性が高まるものと考えられ、今後の課題となろう。

## F. 健康危険情報

なし

## G. 研究発表

阪東美智子, 森川美絵. 全国の婦人相談所の運営に関する実態調査. 厚生指標  
2013: 60(12): 32-8.

森川美絵, 阪東美智子. 職員調査から捉えた婦人相談所の業務運営の課題—婦人保護事業における女性・母子の保護支援機能の強化にむけた研究. 日本社会福祉学会全国大会 第61回秋季大会; 2013年9月; 北海道札幌市; 報告要旨集.

阪東美智子, 森川美絵. 婦人相談所一時保護利用ケース調査から捉えた対象者の属性とその対応—婦人保護事業における女性・母子の保護支援機能の強化にむけた研究. 日本社会福祉学会 全国大会 第61回秋季大会; 2013年9月; 北海道札幌市; 報告要旨集.

## H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

### <参考文献>

石井朝子(2009)『よくわかるDV被害者への理解と支援』明石書店.

井上匡子(2013)「親密圏暴力としてのDVと被害者の法的評価に関する課題」法

- 執行研究会（編）『法はDV被害者を救えるか——法分野協働と国際比較』商事法務, pp66-89.
- 戒能民江（2012）「DV対策など、女性支援施策の効果的展開に関する調査研究」厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）平成21～23年度総合研究報告.
- 財団法人こども未来財団・米田弘枝（編）（2012）『女性相談機関における女性と子どもの心理的アセスメントとケアの支援の手引き』（財団法人こども未来財団平成23年度児童関連サービス調査研究等事業「女性相談機関における女性と子どもの心理的アセスメントとケアの標準化に関する調査研究」（主任研究者 米田弘枝）成果刊行物）.
- 総務省（2009）「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価書」  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/13458\\_1.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/13458_1.html)
- 手嶋昭子（2013）「DV被害者支援における自治体間格差」法執行研究会（編）『法はDV被害者を救えるか——法分野協働と国際比較』商事法務, pp295-323.
- 法執行研究会（編）（2013）『法はDV被害者を救えるか——法分野協働と国際比較』商事法務.
- 森川美絵ほか（平成24年度 厚生労働科学研究費補助金 政策科学推進研究事業「女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能評価に関する研究」研究班）（2013）「『婦人相談所に勤務する職員の業務状況』及び『婦人相談所 一時保護退所ケースについて』婦人相談所 全国調査（概要版）」2013年3月.
- 米田弘枝（2012）「女性相談機関における女性と子どもの心理的アセスメントとケアの標準化に関する調査研究」財団法人こども未来財団 平成23年度児童関連サービス調査研究等事業報告書.
- Hardy, B., Hudson, B., Waddington, E. (2000) *What Makes a Good Practices? A Partnership Assessment Tool*. Leeds: Nuffield Institute for Health.
- Rummery K., (2013) Partnership working and tackling violence against women: Pitfalls and Possibilities. Lombard, N., Mcmillan, L. eds. *Violence Against Women: Current Theory and Practice in Domestic Abuse, Sexual Violence and Exploitation* (Research Highlights in Social Work). Jessica Kingsley Pub. pp.213-31.
- WHO (2009) Reducing violence through victim identification, care and support programmes. Geneva: World Health Organization.  
<http://www.who.int/iris/handle/10665/44176>
- WHO (2010) Preventing intimate partner and sexual violence against women: Taking action and generating evidence. Geneva: World Health Organization.  
[http://whqlibdoc.who.int/publications/2010/9789241564007\\_eng.pdf](http://whqlibdoc.who.int/publications/2010/9789241564007_eng.pdf)
- WHO (2013) Responding to intimate partner violence and sexual violence against women: WHO clinical and policy guideline. Geneva: World Health Organization.  
[http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/85240/1/9789241548595\\_eng.pdf](http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/85240/1/9789241548595_eng.pdf)

資料1. 「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価書」（総務省2009）からみる  
評価ポイント

婦人相談所一時保護および自立支援に関する内容を中心に一部抜粋した。そこから示唆される婦人相談所の評価のポイントを、（評価のポイント）として記載した。

■相談・支援申請時の負担軽減・加害者遭遇リスクの低減について

・被害者の相談や支援申請時の負担を軽減するとともに加害者と遭遇する危険性を少なくするため、被害の状況や希望する支援等を記入する相談共通シートを設け、都道府県や市の関係部局への各種支援申請手続を並行して進めるようにしている例が、3都道府県1市でみられた。（総務省2009：126）

・DV相談共通シートのメリットについて、住所や家族構成等を複数の窓口で何度も説明することが不要になるなど被害者の負担が軽減されるようになった、関係機関が同一の情報を共有することにより円滑な連携が行われるようになった等が挙げられている（総務省2009：128）

（評価のポイント）

・被害者の負担軽減・加害者との遭遇リスクの低減の観点から、被害の状況や希望する支援等を記入する「相談共通シート」等を設け、都道府県や市の関係部局への各種支援申請手続を並行して進めるようにしているか。

・支援にかかわる機関・各部署が、ケースに関する情報を共有し、より充実した連携による支援ができるよう、相談シートやアセスメントシートを関係機関と共有しているか。

■一時保護のキャパシティの拡充に関して

・調査した22都道府県における一時保護件数の推移をみると、婦人相談所の一時保護所での一時保護件数はほぼ横ばいであるが、一時保護委託施設での一時保護件数が増加した要因について、当該委託施設数の増加状況との相関を分析してみたところ、強い相関関係（相関係数0.77）がみられ、一時保護委託施設数の増加が一時保護件数の増加につながっている状況が伺われた。（総務省2009：19）

（評価のポイント）

一時保護を必要とする人が一時保護につながるよう、一時保護の「キャパシティ」を増やすために、「委託先」の候補となる法人・団体・施設について把握し、組織的な話し合いを進めるなど、積極的に委託先の開拓を行っているか。

■一時保護へのアクセス保障（申請経路）について

・調査した27都道府県における被害者の一時保護の申請手続の状況をみると9都道府県では一時保護の申請は原則として福祉事務所を経由することとされているが、18都道府県ではそのようなルールは定められていない。

・一時保護の申請は原則として福祉事務所を経由することとしている都道府県において、被害者の速やかな一時保護を確保する観点から疑問のある事例がみられた。

・民間団体の担当者から、民間シェルターに相談に来た被害者の中に婦人相談所で緊急に一時保護する必要があると思われる被害者がいたが、一時保護の申請は福祉事務所等を経由して行うこととされているため、被害者の居住地の福祉事務所等の相談窓口まで同行支援した例があった、このようなことは改善してほしいとする意見がみられた。（総務省 2009：62-4）

・法により婦人相談所が行うこととされている被害者の一時保護について、その取組を更に充実させるとともに、一時保護の申請は原則として福祉事務所を経由することとしている都道府県に対し、被害者の緊急度等を十分勘案し、必要な場合は福祉事務所を経由していない場合でも適切に受け入れるよう徹底すること。（総務省の政策評価による勧告）（総務省 2009：149-51）

（評価のポイント）

相談者の緊急性が高い場合、警察や福祉事務所を経由せずに来所相談から一時保護へ移行するという一時保護のルートを、相談者に保障しているか。

#### ■一時保護における広域連携に関して

・都道府県の枠を超えた広域的な連携を図るため、おおむねブロック単位に設置されている婦人相談所長連絡会議を活用し、一時保護所の広域相互利用する際の費用負担等に関する申合せを行うなどして、一時保護を要する被害者を他の都道府県の一時保護所に円滑に移送している例が、関東、東海及び中国地域の関係都道府県でみられた。これにより、毎年10件程度の被害者の移送実績が上がっている。（総務省2009：24-5）

・被害者の保護に関し、被害者が国や都道府県等に配慮を求めている事項は、「被害者がいつでも速やかに施設に入所できるようにすること」が79%と最も高く、その回答者の約7割は、具体的には「希望すれば、他の都道府県の施設も利用できるようにすること」を挙げている。（総務省2009:69）

（評価のポイント）

婦人相談所長連絡会議等を活用し、一時保護所の広域相互利用する際の費用負担等に関する申合せを行うなど、一時保護を要する被害者を他の都道府県の一時保護所に移送することを円滑にするための組織的な協議・取り決め等を、組織のトップが本庁等と協力しながら進めているかどうか。

※全国知事会では被害者の一時保護に係る広域連携に関する申合せが行われている（「配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携に関する申合せ」（平成19年7月12日全国知事会））。

#### ■保護命令制度の円滑な運営について

・都道府県、警察及び裁判所等による連絡協議会を開催し、保護命令申立書の様式の支援センターへの備付け、保護命令の申立日程に係る支援センターと裁判所の事前調整の実施、警察への審尋期日の連絡等の措置が講じられた。これにより、保護命令の

申立てから決定までの期間の短縮、加害者と被害者が接触する危険性の減少、保護命令決定後の警察による加害者への指導警告の速やかな実施等が図られたとしている例が、4都道府県でみられた。(総務省2009:25)

(評価のポイント)

保護命令の申立てから決定までの期間の短縮、加害者と被害者が接触する危険性の減少、保護命令決定後の警察による加害者への指導警告の速やかな実施に向け、「都道府県、警察及び裁判所等による連絡協議会を開催し、保護命令申立書の様式の支援センターへの備付け、保護命令の申立日程に係る支援センターと裁判所の事前調整の実施、警察への審尋期日の連絡等の措置」といった具体的な工夫を行っているか。

#### ■住民基本台帳の閲覧等の制限について（新生活の安全確保のための情報提供）

・ 婦人保護施設又は母子生活支援施設に入所している被害者に対して、住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援を受けたことがあるかどうかたずねたところ、「受けたことがある」と回答した者の割合は16%。住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援を受けなかった者にその理由をたずねたところ、25%の者が「受けられる支援があることを知らなかった」としている。今後受けたい支援については、32%の者が住民基本台帳の閲覧等の制限を挙げている。(総務省2009:118)

(評価のポイント)

・ 閲覧制限は、加害者の追跡への不安や実際のリスクの低減の観点から、生活再建においても重要な制度。制度を使いこなし生活再建していく主体のエンパワメントの観点から、利用可能な制度についての適切な情報提供は不可欠。

・ 新しい地域で生活するにあたり、住民基本台帳の閲覧等の制限という対応を市町村にしてもらえることについて、分かりやすく情報提供し、必要に応じてその手続きがスムーズになされるための具体的な支援をしているか。

#### ■一時保護後のアフターフォロー・自立支援の情報提供について

・ 被害者に対するアンケート調査で、今後受けたい支援については、73%の者が住宅の確保に関する支援を挙げており、各種の自立支援施策の中で最も高い割合となっている。(総務省2009:98)「被害者を孤立させないための支援」を挙げる者が59%と、2番目に高い割合となっている。(総務省2009:135)

・ 被害者の自立支援に係る国及び地方公共団体の取組のうち、今後重点的に取り組むべきものあるいは今後受けたいと思う支援として回答割合が高かったのは、「被害者のアフターフォロー（保護施設を退所した後でも相談しやすい体制等を整備し、被害者を孤立させないようにする）」(注1)と「自立支援情報の提供（被害者が新しい場所で生活を始めるにあたり、その地域の支援センターや福祉事務所で利用できる支援についての情報提供や助言）」(注2)であった。

(注1) 国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の68%、民間団体の担当者の85%が挙げており、各種の自立支援施策の中で最も高い割合となっている。また、被害者は59%で、「住宅の確保」に次いで2番目に高い割合となっている。



(注2) 国、地方公共団体等の実務者(相談、保護等担当職員)の55%、民間団体の担当者の64%、被害者の55%が挙げている。(総務省2009:147)

(評価のポイント)

・被害者を孤立させないための支援を具体化するには、  
「自立支援情報の提供(被害者が新しい場所で生活を始めるにあたり、その地域の支援センターや福祉事務所で利用できる支援についての情報提供や助言)」、「保護施設を退所した後も相談しやすい体制づくり」「相談から一時保護、自立(生活再建)支援にかけての継ぎ目のない支援」が必要となる。これらにどう取り組んでいるか。

#### ■啓発・研修

・調査した27都道府県における通報・相談に係る広報啓発や医療関係者向けの研修の実施状況をみると、3都道府県では、法制定以降、通報を促進するための広報啓発や医療関係者への研修を全く行っていない。また、医療関係者向けの研修を行っている都道府県は少なく、過半数の15都道府県(56%)が行っていない。(総務省2009:140)

(評価のポイント)

・婦人保護事業の対象者と地域でコンタクトをとる可能性の多い機関の職員には、DV被害者等の婦人保護事業対象者の発見の方法、発見からその後の対応につなぐための、婦人相談所を含む関係機関との連携方法について理解してもらうことが重要。そのために、婦人相談所は、こうした点の情報提供・啓発に積極的役割を果たすことが望まれる。

資料2. 被害者支援機関に共通な必要事項および婦人相談所（DVセンター）の役割・機能——石井編（2009：110-114）より抜粋

被害者支援機関の担当者共通（石井編 2009：110-1）

◆必要な事項

- 1) 被害者の安全を確保するため、被害者の移住地などの情報の管理を徹底すること
- 2) 配偶者などから各機関に対して、被害者の居場所の問い合わせや抗議があった場合には、「相談を受けたかどうかも含めて、一切お答えできません」と対応することを、組織として決定しておくこと
- 3) 配偶者が刑罰法令に違反することがあれば、警察に通報するなど協力を求めること
- 4) DV被害者を支援するにあたっては、担当者への支援、メンタルヘルスケアが必要になることを職場全体で理解し、担当者が一人で抱え込まなくてよいように、組織として対応していくこと。管理者立場にある者はとくに留意すること
- 5) 1つの機関で被害者を支援することは困難であることから、被害者の同意を得ながら関係機関との連携を積極的にとること

◆被害者にとって意義のある関係機関連携会議にするための留意点

- 1) 被害者本人の生き方の理解を深めること
- 2) 「被害者本人のニーズは何か」を共有すること
- 3) それぞれの立場から設定した目標に基づいて自分の業務を果たすための調整を行うのではなく、「被害者本人の何を支援するのか」という支援目標を関係機関で共有すること
- 4) 被害者本人に対し、支援のプロセスを説明できるようにすること

配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）（石井編 2009：112-3）

◆主たる役割

DV防止法に基づき都道府県及び市町村に設置されている相談機関

- ① 被害者からの相談に応じ、または他の相談機関を紹介する。
- ② 被害者が心身の健康を回復するよう、医学的または心理的援助等を行う。
- ③ 被害者及び同伴する家族の緊急時における安全の確保及び一時保護を行う（一時保護は婦人相談所のみ）。
- ④ 被害者の自立を支援するため、就業や住宅の確保、福祉制度等の利用について情報提供、助言、関係機関との連絡調整を行う。
- ⑤ 保護命令制度の利用について、情報提供、助言、関係機関への連絡等の支援を行う。
- ⑥ 被害者が居住できる施設（シェルター等）の利用について、情報提供、助言、関係機関への連絡等の支援を行う。

◆設置主体 都道府県及び市町村（運営を民間団体に委託することができる）

◆法的根拠 DV防止法第3条

◆DV 被害者に対する支援機能

- ①被害者が自分の受けている暴力が DV であることに気づき、相談し、支援の情報を得られるよう、DV センターの存在の周知を図る。
- ②電話相談だけでなく、夜間休日相談等被害者がアクセスしやすいように相談体制を整備し、DV の理解と被害の影響や支援手法に熟知した相談担当者が継続して支援する。
- ③被害者の主体性を尊重し、被害者体験や感情を尊重する。
- ④関係機関と緊密に連携しながら、被害者の安全確保を最優先する。
- ⑤被害者及び同伴する家族の緊急時における安全の確保を行う。具体的には、婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合被害者等を適当な場所にかくまい、避難場所を提供する、婦人相談所まで同行支援する、警察と連携を図って被害者の保護を図る。
- ⑥被害者及び同伴する家族の一時保護の利用を支援する。
- ⑦保護命令制度の利用について、情報提供及び助言を行うとともに、裁判所や警察と連携し保護命令発令後の支援を行う。
- ⑧自立に向けて、福祉施設の利用や生活保護、就労支援や住宅確保等制度の利用について、関係機関の生きた情報を提供するとともに、関係機関との連絡調整を行う。相談を受けたことを証明し、各種制度を利用しやすくする。事案に応じ、関係機関への同行支援を行い、被害者の負担軽減と、手続の円滑化を図る。
- ⑨支援に関わる関係機関職員の、DV 被害者の置かれた状況についての理解を促進し、被害者の二次的被害をなくすため、啓発及び研修を行う。
- ⑩DV 被害者の子どもの虐待のリスクについて把握し、必要に応じて適切な支援が実施されるよう児童相談所と連携を図る。
- ⑪裁判所から保護命令の発令通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合にはその親族等へ連絡することなど保護命令発令後の留意事項について情報提供を行う。被害者の安全確保について警察と連携する。
- ⑫医療保険、年金等の手続に係る「証明書」を発行する。または婦人相談所に「証明書」の発行を依頼する。

◆他の機関が連携する際の留意点

DV センターは、被害者の意思に反して支援することはできないこと、被害者の主体性を尊重することによって被害者がエンパワメントされ、自ら生き方を選択できるよう支援する機関であることを理解する。

婦人相談所（石井編 2009：114）

◆主たる役割

配偶者暴力相談支援センターの役割すべてに加え、以下の役割を果たす。

- ①保護が必要な女性の相談に応じる。
- ②保護が必要な女性及びその家庭について、必要な調査を実施し、医学的、心理学的、職能的アセスメントを行い、支援する。
- ③保護が必要な女性の一時保護を行う。
- ④人身取引被害者を保護する。

◆設置主体 都道府県

◆法的根拠 売春防止法第 34 条、DV 防止法第 3 条

◆DV 被害者に対する支援機能

- ①被害者の一時保護を適切に行い、関係機関と連携し、被害者及び同伴する家族の安全の確保を行う。
- ②医師や心理職が配置されていることから、被害者の必要に応じて医学的、心理学的診断を行い、心身の健康回復に向けた支援を行う。
- ③一時保護後の生活への支援について、被害者の必要に応じて、地域の関係機関への連絡調整を行う。
- ④婦人保護施設への入所が必要な被害者について、入所の手続きを行い、婦人保護施設と連絡し、自立に向けた支援を行う。
- ⑤各都道府県における DV センターの中核として、各 DV センターの連絡調整を行う。
- ⑥他の都道府県の婦人相談所からの依頼に応じて、被害者の一時保護及び自立支援の連絡調整の窓口となる。
- ⑦医療保険、年金等の手続きに関わる「証明書」を発行する。

◆他の機関が連携する際の留意点

DV センターである婦人相談所が一時保護所を併設している場合、被害者の安全確保のため、所在地等の情報を適切に管理すること。

資料 3. DV 対策等、女性支援施策の効果的展開に向けた政策提言——戒能（2012：8-9）より抜粋

※婦人相談所の業務運営に関連が特に深い事項（法制度の改正等を除く）については、森川が下線を付した。

1. 生活再建支援モデルの構築

- 1) 複合的困難と被害者の社会経済階層に対応した生活支援
  - ・若年・高齢者など年齢階層、学歴階層に対応した支援

- ・中卒・高卒中退である被害者への学歴取得支援
  - ・妊娠・出産期に DV 被害を受けた当事者への婦人保護施設の活用
  - ・知的・精神障害がある当事者支援における障害者福祉・高齢者福祉との連携強化
  - ・市町村の高齢者福祉支援機関との連携体制強化
  - ・低所得層である家族で生育し、親族支援もなく複合的困難を抱える被害当事者への支援と婦人保護施設の活用

## 2) 地域社会へのソフトランディングのための中長期的支援体制の整備

### 3) 子どもの視点に立った子ども支援の構築

### 4) 外国人女性の脆弱性を考慮した体制の整備

- ・各自治体・民間団体における好事例の発信
- ・人身取引被害者支援の独自事業構築
- ・支援者研修モデルの構築
- ・シェルターでの支援プログラム実施
- ・専門性をもった通訳の養成

### 5) 安定した経済基盤の確保

### 6) 安全で安心な住居の確保

## 2. DV 法の第三次改正の推進

- ・DV 専門機関の新設、市の DV 基本計画策定義務化
- ・政令都市・中核市における DV センター設置義務化
- ・都道府県 DV センター「機能」規定から「業務の義務化」へ
- ・DV センターにおける民間団体の活用
- ・民間団体への財政支援の仕組みの創設
- ・DV 法の対象範囲の拡大、緊急保護命令の創設
- ・DV 独自の生活再建支援事業の枠組み設定

## 3. 婦人保護事業の現代的再編と整備

### ・一時保護所利用者の権利擁護の立場からの利用案内作成

### ・一時保護退所後の情報提供とアセスメント

### ・一時保護所におけるケアマネジメントの実施と退所後の地域での見守り体制の整備

- ・婦人層相談員の専門性と身分保障、研修機会の保障
- ・施設運営指針策定と第三者評価ガイドラインの策定
- ・一時保護所における利用者・子ども支援プログラムの充実
- ・「婦人相談所事業概要」記載事項の改善
- ・「婦人保護事業ハンドブック」の改訂
- ・関係法令の改訂

## 4. 女性支援事業の枠組みの見直し

- ・「婦人保護事業」から総合的 21 世紀型「女性支援事業」への転換

資料 4. 女性相談機関における女性と子どもの心理的アセスメントとケアの標準的なあり方——財団法人こども未来財団・米田編（2012）の集約

婦人相談所における女性と子どもの心理的アセスメントとケアの標準的なあり方に関するガイドラインとして利用可能である。心理支援の考え方と支援内容を簡潔にまとめると、以下のようになる。

■心理的支援の考え方

- ・女性相談機関の利用者は、深刻なトラウマ被害を抱えている被害者である。
- ・一時保護中の支援は、急性期の初期介入であり、次のステップである中・長期的支援につなぐ役割と考える。
- ・急性期の心理面への支援では、トラウマ反応へのケアが優先される。
- ・急性期のトラウマ反応へのケアは、第一に安全と安心である。
- ・心理職の役割は、心理面接による安全と安心の提供であり、心理面接自体が心のケアである。
- ・子ども（同伴児）にとっても安心と安全が何より大切。中長期的展開では、子どものケアに関し、専門機関につなぐことも考えられるが、現時点では急性期の安全安心を支えることが何より優先される。
- ・心理担当が母子の間に入り、母子の気持ちの把握と、その交流の橋わたしをすることには意味がある。

■心理的支援の内容

- ・インテーク・・・最初に分かりやすい具体的な言葉かけを行うことを通じ、「休息の進め」「最初の心理教育～（出現する可能性のある症状についての）今後の見通し」「具体的サポート資源についての情報提供（精神科等へのつなぎ）」のメッセージを伝え、関係づくりを行う。
- ・心理面接を通じた DV の心理教育・・・「DV は配偶者の暴力的支配による人権侵害であり、妻が至らないためではない」という DV の構造に関する認知の枠組みの提供と、DV によって発症している可能性のある PTSD 症状の理解に関する情報提供。
- ・心理面接を通じたアセスメント・・・暴力被害の客観的評価として、急性期のストレス状態の評価（GHQ（精神健康調査票）、IES-R（PTSD のスクリーニングテスト））を優先する。急性期の混乱状態であることが多い一時保護中は、安易な人格診断は避ける。中長期の支援につながる段階で（2 週間以上経過が目安）、同伴時がおり養育能力等で課題があると観察される場合には、知能検査の実施を検討する。
- ・同伴児童への心理面接・・・面接を通じて心理教育・安全感を提供するケアの実施を行う。信頼できる大人に出会ったという思いが残ることで、次の支援につながるようにする。
- ・母子の橋渡し・・・心理担当が母子の間に入り、母子の気持ちの把握と、その交流の橋渡しをする。

資料 5. 「被害者の主体性の尊重から導出されるアドボケートのあり方」「支援の先進性の基準」——法執行研究会(編) (2013) 内の井上 (2013) ・手島 (2013) より一部抜粋

■被害者の主体性の位置づけから導出されるアドボケートのあり方

・「DV 被害当事者たちが、長期間にわたる暴力の結果、十分な判断能力を失っている状況が報告されている。(中略) ここから、かれら被害当事者を『一時的に判断能力を喪失(制限)している状態』と評しうる。これは、一時的であるという点では権利性を備えつつも、その権利を利用可能な状態に実質化(自己決定の実質化)するためには一定の側面支援が必要な状態にある。そこでの側面支援とは、本人に代わって何かを判断するというタイプの支援ではなく、本人の自己決定能力が回復するような支援、あるいは必要に応じて自己決定の時期を遅らせるという形での支援もまた重要である」(井上 2013: 84)

■各自治体の DV 被害者支援の「先進性」

1) 被害者への経済的支援に関する手厚い施策

・「住居が設定できなければ、就職も困難である。何らかの経済的援助なしでは、一時保護施設退所後、生活を成り立たせていくのは極めて難しい。(中略) この問題を回避するために、神奈川県では、一時保護の対象者には速やかに生活保護の受給が決定され、鳥取県ではまず住居設定のための費用が援助され、住所が決まってから生活保護の手続きが開始されるという対応がとられている。」(手島 2013:298-9)

2) 一時保護期間中の被害者へのきめ細やかな面接相談

・「関係機関担当者を交えたカンファレンスが実施されている。カンファレンスでは、被害者が一時保護施設を出たあと、どのように生活再建を行っていくか、どのような支援が適切か、これらのことが被害者も同席の上、関係する担当者の中で検討される。そこで可能な選択肢の説明が行われ、被害者の意思が確認される。関係者が一堂に会するので、諸手続きが効率よく行われ、被害者も何度も同じ話をする必要がない。鳥取県では、被害者に担当の相談員が 2 人ペアでつくことになっており、定期的にシェルターを訪問して面接相談に当たっている。」(手島 2013:299)

3) 行政と民間シェルターとのパートナーシップ

・「多くの自治体では、民間シェルターに委託が行われた場合、一時保護期間中の被害者の同行支援から各関係機関との調整連絡等に至るまで具体的支援のすべてをシェルターが担うことになる。ある被害者は『相談員の人シェルターに面接に来ました。でもどんな暴力を受けたのか、これまでのことを聞かされただけで、今後どうするかみたいな話は一切ありませんでした』と述べている。この被害者は、シェルター退所後の生活をどうするかについては、シェルタースタッフが相談に乗ってくれ、関係機関との連絡・調整も全てシェルタースタッフがしてくれた、と話している。神奈川県では福祉事務所が一時保護から自立支援までの実施主体であることが明確にされており、民間シェルターは委託を受けて一時保護を担当するが、その間の同行支援等はケース

ワーカーが行っている。民間シェルターと行政との間に対等な役割分担ができていることがうかがわれる。(中略)」(手島 2013:299-300)

■「本人の意思尊重」を支えるための支援の課題(傾聴、必要な情報の提供)

・「個々の支援制度利用者は、自分に提供された支援が、なぜ、どのような根拠に基づいて、どの程度行われたのかが極めて分かりにくい。(中略)行政やシェルターの担当者から適切な説明を受けることができる場合はよいが、そのような機会を十分に得られないとき、行政やシェルターに対する不信感は、二次被害の訴えに発展することもありうる。」(手島 2013:303)

・被害者の意思が尊重されるためには、「被害者の話を丁寧に聞く(傾聴)、必要な情報を提供する、その上で自己決定してもらおう、というプロセスが必要」(手島 2013:308)。

■相談・一時保護・自立支援において生じている問題状況

・「被害者は、原則2週間とされている一時保護期間中に、以後の生活再建について決断しなければならない。しかし、被害者の話を丁寧に聴き、提供すべき情報を十分な理解が得られるまで説明し、疑問に対して答え、最終的に被害者が選択し決心するのを待つためには、かなりの時間を要する。限られた時間の中で、被害者にとって最適な支援を実現するのは困難である。また、時間的制約以外に、人員上の制約や財政的な限界から、本人の希望に沿うような支援の選択肢が提供できないことが少なくない」(手島 2013:312)

・「情報提供のタイミングが難しいことから、被害者-支援者間のコミュニケーションにおいて誤解が生まれる場合もあるといわれている」(手島 2013:313)

・「支援制度を利用している被害者に、十分な情報提供が行われないという場合、前述したように制度上の制約や『安全確保』のためである可能性もある。しかし、そのような場合であっても、なぜそうした状況判断をしなければならなかったのか、そのことについての説明が被害者に対して十分に行われるならば、被害者は納得することができるはずである。(中略)行政担当者側にどのような判断があるにしても、『説明がない』『他の選択肢を教えてくれなかった』等情報提供がないことへの被害者の不満は大きい」(手島 2013:315)

■援助者に対する支援的環境に関する課題

・「第一線で活動する行政担当者の問題として、もう1つ重要なのが、バーンアウト(いわゆる『燃え尽き症候群』)である。(中略)これがDV被害者支援それ自体の難しさだけでなく、極めて限られた時間、人員、経済的資源の中での相談業務が、個々の相談員に大きな負担を強いていることに起因するものである。人員の増強やスーパーバイズの制度化など、相談員の負担削減のための対策がどの程度とられているかも、当該自治体の支援のレベルに影響を及ぼす」(手島 2013: 317)



## 職員調査から捉えた婦人相談所の業務運営の課題 — 婦人保護事業における女性・母子の 保護支援機能の強化にむけた研究 —

○ 国立保健医療科学院 森川美絵  
阪東 美智子

※本報告は、平成24年度厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業「女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能評価に関する研究」（H23-政策-一般-006：代表 森川）の成果の一部である。

1

# 1. 目的

（背景）

- 婦人保護事業の中核機関・一時保護を担う機関としての婦人相談所
- 婦人相談所の実践を再構築する必要性の指摘

保護支援の受ける者の視点

一時保護から退所後までの切れ目のないケアマネジメント

↓

相談機関としての、一時保護から退所（後）までの保護支援にかかわる相談援助実践の実態とは？

- どのような職員が、どのような雇用条件で従事しているのか？
- どのようなプロセスに、誰が、どう関わっているのか？
- プロセスの質保証の状況は？

- ① 上記に関する職種別の実態把握
- ② エビデンスデータに基づいた相談援助実践の組織的な機能強化の課題抽出

2

## 2. 方法

(対象) 婦人相談所(49か所)の全職員 ※相談機関としての職員  
所長、相談指導員、心理判定員、医師、事務職員、  
婦人相談員、その他の相談員(電話相談員)、その他の職員

(方法) 自記式郵送・匿名のアンケート調査(「婦人相談所に勤務する職員の業務状況等に関するアンケート」)

(実施時期) 2013年1月。

(集計) 統計ソフトSPSS Statistics20による職種別集計。  
※「その他の職員」は、雇用形態(正規/非正規)により区分。

(倫理的配慮)  
日本社会福祉学会研究倫理指針  
国立保健医療科学院の研究倫理審査の承認(NIPH-IBRA#11019)

3

## 分析視点

(1) 職員概況：どのような職員が、どのような雇用条件で従事？  
「雇用形態」「経験年数」「資格」

(2) プロセスへの関与：どのプロセスに、誰が、どのように関与？  
「一時保護依頼まで」「一時保護の開始・インテーク」  
「入所中の対応」  
「退所後の生活にむけた法的対応・支援計画と制度資源調整」  
「退所後のアフターフォロー」

(3) プロセスの質保証にむけた組織的管理(標準化と研修)  
「様式やチェックリストの利用状況」「事例検討・研修の参加機会」

4

### 3. 結果 ～ (1) 職員概況

5

## 回答状況

厚労省婦人保護事業実施状況報告(H24.4.1)との対比

	所長	相談 指導員	心理 判定員	医師	事務 職員	婦人相 談員	その他 の相 談員 (電話 相談)	その他 の職 員(警 備員 除く)	無回 答	計
今回 調査 回答	46	97	67	2	127	199	69	268	13	867
厚労 省調	50	155	67	21	150	235	73	108		859

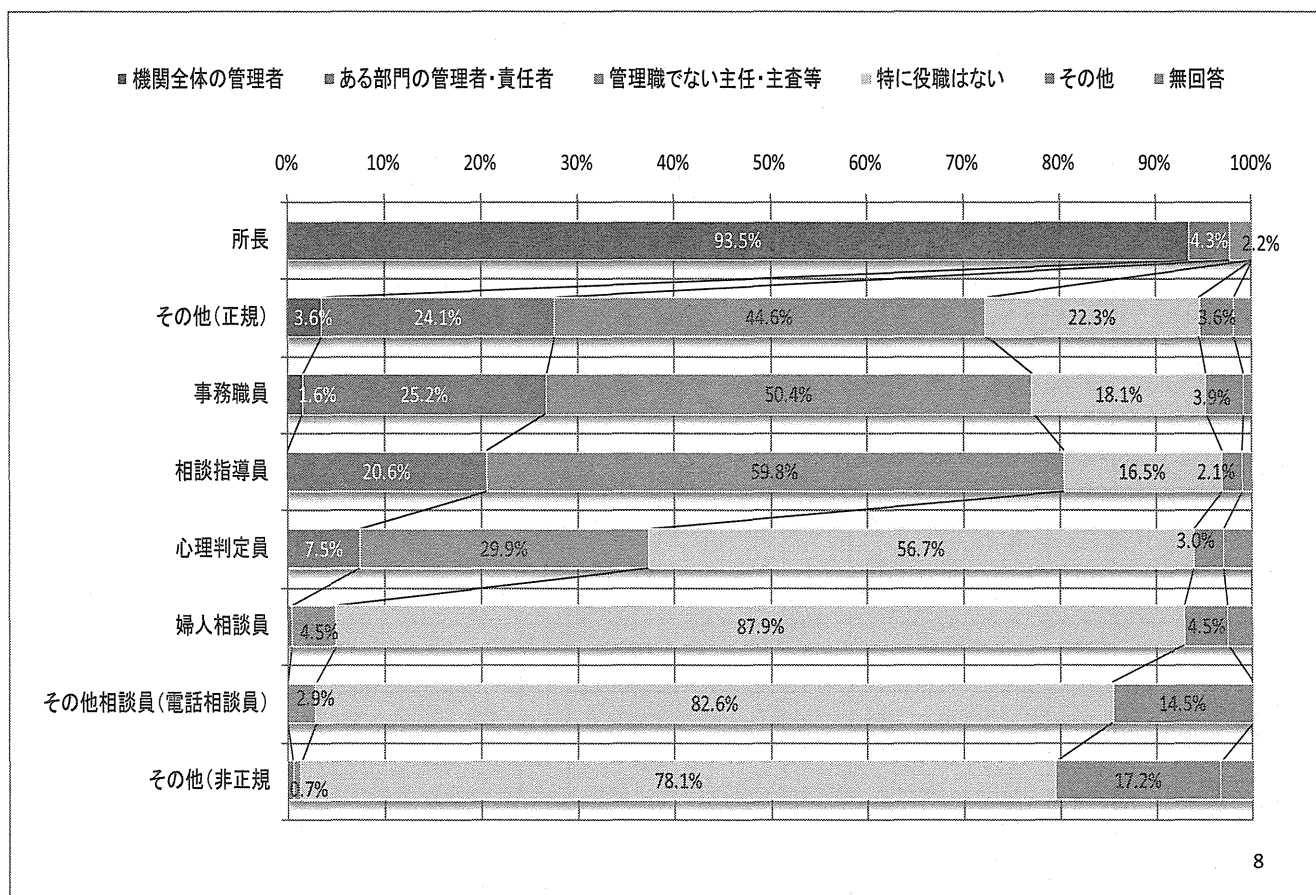
6

# 雇用・勤務形態

	N	正規 (常勤)	専従	兼務	無回答
所長	46	100.0%	56.5%	43.5%	0.0%
相談指導員	97	91.8%	60.8%	37.1%	2.1%
心理判定員	67	59.7%	49.3%	47.8%	3.0%
医師	2	100.0%	50.0%	50.0%	0.0%
事務職員	127	87.4%	65.4%	30.7%	3.9%
婦人相談員	199	4.5%	85.9%	12.6%	1.5%
その他相談員 (電話相談員)	69	2.9%	81.2%	17.4%	1.4%
その他職員	268	41.8%	64.9%	24.3%	10.8%
(正規)	112		58.9%	38.4%	2.7%
(非正規)	151		70.9%	14.6%	14.6%

7

# 地位



8